

# 消防用設備等の保守点検 Q&A

Q  
消防用設備等の点検はなぜ必要なのですか

A  
いついかなる場合に火災が発生しても確実に作動するよう、日頃の維持管理が必要です。そのためには、設備が正しく機能するかを日頃から定期的に点検し確認する必要があります。

Q  
点検の種類にはどのようなものがありますか

A  
6ヶ月に1回行う点検が  
作動点検  
外観点検  
機能点検  
1年に1回行う点検が  
総合点検  
の4種類です。

Q  
点検は誰がするのですか

A  
消防用設備等の点検を行い、維持管理する責任は建物の関係者(所有者、管理者又は占有者)にあります。また、実際に点検を行うことができるのは、一定の知識、技術を持った専門の資格者(消防設備士又は消防設備点検資格者)が行う必要があります。

Q  
点検をしなかったらどうなるのですか

A  
消防法上では点検をしなかった場合は、拘留または30万円以下の罰金となっています。

Q  
消防署へ報告する必要はありますか

A  
特定防火対象物  
(百貨店・旅館・ホテル・病院・飲食店等)は年に1回、  
非特定防火対象物  
(工場・倉庫・学校・共同住宅・駐車場等)は3年に1回、  
法定点検実施後に報告する必要があります。

## 消火器点検



## 自動火災報知設備点検



## 屋内消火栓設備点検



## 誘導灯設備点検



## 不活性ガス消火設備点検



## スプリンクラー設備点検



お問合せ先

消防・防災設備のトータルプランナー

**内外物産株式会社**

本 社 〒491-0814 一宮市千秋町小山字高砂30番地  
 <TEL>0586-76-1481 <FAX>0586-77-4461  
 名古屋支店 〒465-0087 名古屋市名東区名東本通5丁目6番地  
 <TEL>052-703-0211 <FAX>052-702-2141  
 刈谷支店 〒448-0011 刈谷市築地町1丁目1番地19  
 <TEL>0566-28-5361 <FAX>0566-28-5360  
 春日井支店 〒486-0961 春日井市春日井上ノ町字割畑22-14  
 <TEL>090-5600-1691 <FAX>0586-77-4461  
<https://www.naigai-product.co.jp/>